

福岡市住居確保給付金のご案内

1 住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

2 対象者（概要）

次の全てに該当する方（よくある質問や支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています）

- 住居を失うおそれがある、または住居を失った。
 - 離職、廃業の日から2年以内（例外規定あり）、又は、
休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
 - 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
 - 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※①）。
 - 申請者の世帯の金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託）の合計が、一定額以下である（※②）。
 - 申請時にハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで求職申込をし、求職活動を行う、又は
経営相談窓口へ経営相談の申し込みをし、自立に向けた活動を行う。（自営業者のみ）
- ※求職活動要件については裏面5 支給期間中の求職活動を参照してください
- 住宅の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。
 - 申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

※①収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例）1人世帯で、家賃額が5.0万円の場合 8.4万円＋3.6万円＝12.0万円

世帯員数	収入基準額	(参考) 上限額
1人	基準額 8.4万円 + 家賃額 (上限3.6万円) 以下	12.0万円
2人	" 13.0万円 + " (上限4.3万円) 以下	17.3万円
3人	" 17.2万円 + " (上限4.7万円) 以下	21.9万円
4人	" 21.4万円 + " (上限4.7万円) 以下	26.1万円
5人	" 25.5万円 + " (上限4.7万円) 以下	30.2万円
6人	" 29.7万円 + " (上限5.0万円) 以下	34.7万円
7人	" 33.4万円 + " (上限5.6万円) 以下	39.0万円
8人	" 37.0万円 + " (上限5.6万円) 以下	42.6万円
9人	" 40.7万円 + " (上限5.6万円) 以下	46.3万円
10人	" 44.3万円 + " (上限5.6万円) 以下	49.9万円

※②金融資産の額＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託の合計

世帯員数	預貯金及び現金の合計
1人	50.4万円以下
2人	78.0万円以下
3人以上	100.0万円以下

3 支給方法・支給額

① 支給方法

福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

給与収入（総支給額－交通費支給額）、
事業収入（経費を差し引いた後の額）や、
年金・手当・仕送り等の収入を合計

② 支給額 家賃相当額（下表の額が上限）

世帯員数	上限額
1人	3.6万円
2人	4.3万円
3人～5人	4.7万円
6人	5.0万円
7人以上	5.6万円

世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の上限額を最大として、
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算
(例) 1人世帯で家賃額 5.0万円、収入 11.0万円
支給額 = 8.4万円 + 5.0万円 - 11.0万円
= 2.4万円

ただし、世帯の収入が、「2 対象者（概要）※①表」の「基準額」（1人世帯の例で 8.4万円）を超えると、支給額が調整される場合があります。

4 支給期間

原則3か月（最大9か月まで受給できます。）

5 支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

【離職・廃業、被雇用者】

※配達パートナー等の実質労働者を含む

- ①毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで職業相談を受けること
- ②毎月4回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

【自営業者】

- ①毎月1回以上、経営相談先での経営相談を受けること
- ②毎月4回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
- ③毎月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うこと

※②について、毎月最低1回は対面で行う必要があります。

※自営業者についても、受給を開始してから6か月目以降は離職者等と同様の求職活動が必要です。

※求職活動を行わない場合は、途中で支給が中止となることがあります。

6 相談・申請先

○福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟 7階

電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188

FAX：092-732-1190

○福岡市生活自立支援センター分室

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-6-8 天神ツインビル 11階

電話：0120-20-0607（フリーダイヤル）、092-401-1886

FAX：092-401-1887

どちらも開館時間は9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始休館）